

事 務 連 絡
令和3年6月29日

各市町村(学校組合)教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

修学旅行引率教員旅費にかかる事務処理について(通知)

修学旅行の引率教員旅費等については、令和2年3月3日付け元高小中第1691号にて通知していますが、旅費額が基準を超える場合の事務処理について、下記のとおり取り扱うこととしますので貴管内の小中学校等に周知くださいますようお願いいたします。

記

○旅費事務センターへの提出書類について

基準を超える旅費額については、県から配分された旅費では請求しない旨を、児童生徒引率旅行の旅費精算書(第5号様式)等の余白に記載すること。

＜記載例＞

基準を超える旅費額については請求しません。

基準額 43,220 円(内訳:小学校 42,930 円+加算額 290 円)

【担当】

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL:088-821-4906
FAX:088-821-4725